

令和2年度11月補正予算の主な事業

参 考 資 料

徳 島 県

目 次

	頁
1 「新型コロナ」対策	
◆業と雇用を守る	
(1) 新 「冬のとくしま応援割」実施事業	1
◆新しい生活様式の確立	
(2) WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業	2
(3) 新 新型コロナウイルス感染症対策啓発強化事業	3
◆暮らしと命を守る	
(4) 新型コロナウイルス感染症対策（相談・搬送・検査体制強化）	4
新 「受診・相談」機能強化事業	
(5) 新型コロナウイルス感染症対策（流行期に向けた医療提供体制の充実）	5
入院患者のための病床確保事業	
医療従事者支援事業	
軽症者等の療養体制確保事業	
2 「喫緊の課題」への対応	
◆鳥インフルエンザへの対応	
(6) 新 高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業	6
◆災害列島対策	
(7) 新 「旧印刷センター」防災拠点施設等改修実施設計事業	7
(8) 新 災害時燃料供給体制確保事業	8
(9) 新 災害時歯科保健医療提供体制整備事業	9
◆ダイバーシティとくしまの実現	
(10) 新 新時代対応！国府支援学校整備事業	10
◆行政デジタル化の加速	
(11) 新 一般歳入金キャッシュレス決済推進事業	11

新「冬のとくしま応援割」実施事業



【令和2年度11月補正予算額 113,000千円】

- 1 目的 年間を通じた観光需要の創出を図るため、夏の「とくしま応援割」で得た成果や国の「GoToトラベル」の効果を活かし、本県にとって閑散期となる冬の観光振興に繋げるよう「冬のとくしま応援割」を実施する。
- 2 事業内容 県内の在住者が期間中、県内宿泊施設で宿泊する場合、上限額の範囲で宿泊料等の助成を行う。
- (1) 期間：令和2年12月1日（火）～令和3年2月28日（日）
- (2) 規模：上限5,000円／人泊、2万人泊分
- (3) 夏の「とくしま応援割」との主な変更点
- ▶ **助成対象の拡充**
 - ・ 宿泊料（施設内の飲食含む。）のほか、「施設内での土産物購入」、「宿泊に伴う交通費（おもてなしタクシー等）」にも利用範囲を拡大
 - ・ 県民の利便性を高めるため、県内旅行会社にも販売窓口を拡大
 - ▶ **感染予防対策の徹底**
 - ・ 「県新型コロナ条例」に基づき感染予防対策に積極的に取り組む宿泊施設を募集、登録（感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカー、事業者版スマートライフ宣言の掲示等）
 - ▶ **不正防止対策の強化**
 - ・ 「連泊利用」の制限（1回「3連泊」まで、連泊は「2回」までに）
 - ・ 適正な事務処理のための運用面の強化

担当：観光政策課

WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業



【令和2年度11月補正予算額 420,000千円】

1 目的 県内中小・小規模事業者の「業種別ガイドライン」に沿った「新しい生活様式」への対応を支援するため創設した「WITH・コロナ『新生活様式』導入応援助成金」を増額し、「感染拡大防止」と「社会経済活動」の両立を強力に推進する。

2 事業内容 WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金

▶対象者：「新しい生活様式」を導入する県内中小・小規模事業者、個人事業者

▶助成対象：（1）安心快適！「顧客空間」創造メニュー 上限100万円
（2）安心快適！「働く空間」創造メニュー 上限50万円
（3）安心快適！「システム導入」メニュー 上限20万円

▶助成率：10/10（1事業者につき1メニューの申請に限る）

▶申請期間：令和2年12月28日（月）まで

▶助成対象期間：令和3年1月29日（金）まで

【活用例】：人と人との間隔を空ける間仕切り工事、換気設備の導入、
ウイルスとの接触を回避するための自動水栓、人感センサー付き照明の設置など



新型コロナウイルス感染症対策啓発強化事業



【令和2年度11月補正予算額 12,000千円】

- 1 目的 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」に基づき、社会経済活動を引き上げながら、「感染拡大の波」への備えを進めていく必要があることから、条例の実効性を高めるため、ガイドライン実践店舗数の拡大を図る。
また、年末年始にかけて県をまたぐ人の移動が盛んとなることから、「県民・事業者」をはじめ、「県外から来県される方」を対象に「新型コロナウイルス感染症対策」の啓発を行う。
- 2 事業内容
- (1) 「感染拡大予防ガイドラインの実践店ステッカー」掲載店の拡大 3,900千円
- ガイドラインの実践店舗数・参画団体数の増加を図るため、業界団体を通じた啓発や、優良事例をモデルとしたPRを行う。
 - 感染防止策の徹底と継続のため、業界団体とともに実践店の巡回支援を行う。
- (2) 「年末年始に向けた新型コロナウイルス感染症対策」啓発の実施 8,100千円
- 県民・事業者をはじめ、年末年始に来県・帰省される方を対象に、新聞、SNS、動画、チラシなど、伝わりやすい方法により、基本的な感染症予防対策の徹底はもとより、条例の内容やガイドライン実践店ステッカーなどの周知を行う。

新型コロナウイルス感染症対策（相談・搬送・検査体制強化）



【令和2年度11月補正予算額 30,000千円】

1 目的 今後のインフルエンザ感染症の流行期や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを見据え、多数の発熱患者等が、地域で適切に相談・診療・検査を受けられるよう、「受診・相談センター」の機能強化を図るとともに、寄附金を活用し、「感染症患者搬送車」の追加配備及び「移動式PCR検査施設」の開発等を行う。

2 事業内容 (1) ⑧「受診・相談」機能強化事業 30,000千円

発熱症状のある方を、スムーズに「相談・受診」へつなげるため、「最寄りの適切な医療機関の案内」を行う「受診・相談センター」にコールセンターを設置し、「相談窓口のワンストップ化」及び「夜間・休日における相談受付体制の強化」を行う。

○ 感染症患者搬送車等の整備

新型コロナウイルス感染症におけるクラスター発生時などの対策強化のため、新たに感染症対策を施した「患者搬送車」の購入及び現地での検査が可能となる「移動式PCR検査施設」の開発等を行う。
※寄附金を活用し、既決予算で執行

新型コロナウイルス感染症対策（流行期に向けた医療提供体制の充実）



【令和2年度11月補正予算額 6,018,479千円】

- 1 目的 季節性インフルエンザとの同時流行も懸念される冬シーズンにおける医療提供体制の充実を図るため、医療機関及び医療従事者への支援を拡充するとともに、軽症患者等の療養体制を確保する。
- 2 事業内容
- (1) 医療機関・医療従事者への支援 5,616,576千円
 - ①入院患者のための病床確保【拡充】 5,256,576千円
 - 新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟等を設定する「重点医療機関」等に対する「病床確保」のための補助金について、国が示す「補助上限額の引き上げ」等を反映するとともに、「今年度末までの継続的な支援」を実施する。
 - ②医療従事者支援【拡充】 360,000千円
 - 新型コロナウイルス感染症患者等の診療及び看護に直接従事した医療従事者に対して各医療機関から支払われる「特殊勤務手当(危険手当)相当分」の補助について、新たに「診療・検査協力医療機関」として診療等を行う医療機関を補助対象とする。
 - (2) 軽症者等の療養体制確保 401,903千円
 - 「新規感染者が急増」した場合においても「患者の速やかな宿泊療養への移行」を実施するとともに、「医療従事者へのサポート」をしっかりと行うため、「宿泊療養施設の確保及び運営」及び「医療従事者等一時滞在施設の確保」を今年度末まで継続する。

⑨ 高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業



【令和2年度11月補正予算額 96,000千円】

1 目的 香川県において高病原性鳥インフルエンザが発生したことに伴い、
本県での発生を防止するため、防疫措置体制を強化する。

2 事業内容 **⑨ 高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業 96,000千円**

◇消毒ポイントの運営経費（91,100千円）

防疫措置体制を強化するため、主要道路において消毒ポイントを設置する。

◇消石灰の備蓄経費（4,900千円）

県下の全養鶏農家において緊急消毒を実施するため、配布用の消石灰を備蓄する。

⑨ 「旧印刷センター」 防災拠点施設等改修実施設計事業



【令和2年度11月補正予算額 77,000千円】

1 目的 切迫する「南海トラフ巨大地震」をはじめとする大規模災害に備え、リタイアインフラ「旧印刷センター」を防災拠点施設等として活用するため、設計コンペ終了後、速やかに改修に向けた実施設計業務を実施する。

2 事業内容 「旧印刷センター」防災拠点施設等改修実施設計業務 77,000千円

【施設活用方針】

○災害時

大規模災害時に、全国からの支援物資の中継地点となる「広域物資輸送拠点」として活用

- ・ 徳島沖洲ICや徳島小松島港沖洲耐震岸壁の双方に近接した「交通結節点」に位置し、全国からの支援物資の受入れ、県全域への配送等に好立地

- ・ 屋内で物資の仕分けができる広大なスペースを有するとともに、トラックヤードなど「物資の集配送機能」を既に備えている

○平常時

県民の利便性向上や地方創生に貢献するとともに、アフターコロナ時代を見据えた「新しい生活様式」を先取りするモデルとなる施設

- ・ 県内外の経験豊富な多くの設計者から、魅力溢れる提案を募る「設計コンペ」を実施

担当：とくしまゼロ作戦課

新 災害時燃料供給体制確保事業



【令和2年度11月補正予算額 25,630千円】

1 目的 東日本大震災の際、多くのガソリンスタンドが被災し、被災地においては、ドラム缶から手動ポンプを用いた給油が行われたが、緊急車両等への燃料供給が滞り、救助や復旧活動に支障をきたした。
 本県においても、特に南海トラフ地震発生時、沿岸部では津波による甚大な被害が想定され、迅速な救助活動を実施するためには、燃料供給体制を確保することが重要である。
 このため、場所を選ばず、タンクローリーと直結することで給油が可能となる「移動式燃料給油機」を配備する。

2 事業内容 (1) 「移動式燃料給油機」の配備
 国（資源エネルギー庁）の補助金を活用し、「移動式燃料給油機」を2台配備する。
 ○「県立防災センター」、「県立南部防災館」に配備
 ◎25,630千円（@12,815千円×2台）

(2) 「災害時燃料供給訓練」の実施
 発災時に、臨時給油所を設置し、緊急車両等に迅速に給油できるよう、協定を締結している「徳島県石油商業組合」や「徳島県トラック協会」等と連携し、「災害時燃料供給訓練」を実施する。

※災害協定

- ・「災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」（徳島県石油商業組合）
- ・「緊急援護輸送等に関する協定」（徳島県トラック協会）

担当：とくしまゼロ作戦課

⑨ 災害時歯科保健医療提供体制整備事業



【令和2年度11月補正予算額 10,000千円】

1 目的 災害時における避難所生活の長期化等生活環境の変化や、ストレス等に伴う心身機能の低下、水不足、食生活の変化等による「口腔内環境の悪化」をケアするとともに、これを原因とする誤嚥性肺炎をはじめとした関連疾患の発生を防止するため、避難所等における歯科保健医療の提供体制を整備する。

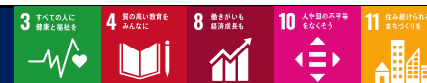
2 事業内容 (1) ⑨ 災害時歯科保健医療提供体制整備事業 10,000千円
○災害時に、避難所等で歯科医療又は口腔ケア等の歯科保健医療活動を実施する者に対し、必要な器具・器材の整備に対する補助を行う。

<整備予定の「器具・器材」>

- ・携帯型歯科用ユニット・ポータブルレントゲン 等
- ・県内2箇所に整備（5,000千円×2箇所）

※平時は、訪問診療に用いることで、利用方法の習熟を図るとともに、常に使用可能な状態を維持する。

新 新時代対応！国府支援学校整備事業



【令和2年度11月補正予算額 39,500千円】
 【令和3～4年度債務負担行為設定額 355,500千円】

1 目的

国府支援学校は、児童生徒数の増加に伴う校舎の狭隘化、老朽化が進行しており、本年度に設置した「新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会」においても、早急な教育環境の改善が求められている。

そのため、国が来春にも策定する「設置基準」に即応するとともに、「進化型の農福連携」や「地域一体型のキャリア教育」等、「ダイバーシティ・とくしま」の先導モデルとしての機能強化をめざし、「基本・実施設計」にいち早く着手する。

2 事業内容

(1) 「ダイバーシティ・とくしま」の先導を支える施設整備の方針

① 狭隘化、老朽化への対応

- ・子どもたちがのびのびと活動できる教室と安全で快適な教育環境の整備
- ・在籍者予測を踏まえ、国の「設置基準」と「新しい生活様式」を実現する環境整備

② 先導モデルとしての機能強化

- ・地域や企業等との協働による商品開発など多機能で自由度の高い作業スペースの整備
- ・「ふらっとKOKUFU」等と農業分野の連携を行う農作業施設の整備
- ・和太鼓やポッチャなど児童生徒の生涯学習につながる多目的活動室、体育館の整備
- ・オンラインショップや遠隔での地域支援などICTを活用したオンラインルームの整備
- ・災害発生時に障がい者等への支援ができる避難所機能の整備

※児童生徒数（小中高等部） 278名（R2） → 357名（R7専門家の最大予測値）

(2) 事業費

基本・実施設計費	395,000千円	・ 令和2年度 39,500千円 ・ 令和3～4年度 355,500千円

担当：特別支援教育課

① 一般歳入金キャッシュレス決済推進事業



【令和2年度11月補正予算額 5,000千円】

- 1 目的 昨年10月の消費税率引き上げ時に実施された「キャッシュレス・ポイント還元事業」を契機に「キャッシュレス決済」の普及が進んだ。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、非接触・非対面のニーズが高まるなど、キャッシュレス決済は日常生活に欠かせないサービスとなっている。
このため、県税以外の一般歳入金について、金融機関窓口での納付に加え、コンビニでの納付やATM、パソコン、スマートフォンを活用した多様な納付環境を整備することにより、県民の利便性向上を図る。

- 2 事業内容 県が発行している一般歳入金の納入通知書は、本県独自仕様で納付窓口が銀行のみとなっていることから、多様な納付手段に対応するため、財務会計システムの改修を行い、全国銀行協会の標準様式であるペイジー対応の納付書作成機能を追加する。

※ ペイジーとは
金融機関が共同で構築・運営している決済ネットワークを活用し、利用者がパソコン、スマホ、ATMから税金や公共料金などを支払えるようにする電子決済サービス